

助 成 金 制 度 規 程



一 般 財 団 法 人 出 原 育 英 会

〒729-3101

広島県福山市新市町大字戸手99番地1

TEL (0847) 52-5933

FAX (0847) 51-2223

1. 目的

広島県内の教育活動に助成をすることで社会有用の人材を育成することを目的とする。

2. 助成の対象

助成の対象は、広島県内の教育・スポーツ・芸術等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を育成することを目的とする団体の活動とします。

3. 助成期間及び助成金の使途

助成期間は、単年度とします。ただし、事業を複数年にわたって継続する必要があるものについては、申請時に2か年計画の申請書を提出してください。

助成金の使途には、人件費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、器具備品費、消耗品費、資料費、印刷製本費、賃借料、その他経費が該当します。

4. 助成金額

申請1件当たりの助成額は最高30万円。なお、特別な目的を持ち、当財団助成の趣旨に沿った優良なものについては、この限りではありません。

5. 応募及び選考

(1) 応募方法

応募は、別紙一般財団法人出原育英会事業助成申請書を当財団に提出してください。

(2) 選考手続

選考は、一般財団法人出原育英会で審議審査のうえ、決定します。 決定の

場合は、助成金額及び交付時期を文書でお知らせします。

なお助成採否の理由などのお問い合わせはご遠慮ください。採否にかかわらず、申請書類は返却いたしません。

6. 助成金交付

助成が決定次第助成金を贈呈します。助成金を受け取られましたなら、同封の受領書に受領団体名、代表者名の署名をされた上、捺印をして、10日以内に当財団までご返送下さい。

なお、申請書に虚偽記載などの不正が認められたときには、助成金を全額戻入していただきます。

7. 助成による成果の報告

助成金を受領された方は、対象事業終了後、その成果又は結果を事業結果報告書にて報告してください。報告書の作成に当たっては、申請時の事業名とかけ離れた内容とならないように注意してください。

お問い合わせ

一般財団法人出原育英会

〒729-3101

広島県福山市新市町戸手 99 番地 1

TEL 0847-51-2629

FAX 0847-51-2223